

令和5年10月31日招集

第7回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和５年度 第７回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和５年１０月３１日(火) 午後１時３０分から午後３時５０分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター ２階 大会議室

3. 出席委員：（２３名）

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聡	4. 民部 猛
5. 仲川 庸一	6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆
9. 土屋 七司	10. 忠野 佳純	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝
13. 北見 尚志	14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	17. 本間 一寿
18. 金切 秀明	19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦	21. 渡邊 実
22. 久保 守	23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣	

4. 欠席委員：（１名） 16. 西村 幸子

5. 傍聴者：（なし）

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

1) 議案第１号～議案第５号（農地部会所掌案件）

2) 議案第６号 佐渡市農業委員会における佐渡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について

3) 議案第７号 佐渡市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

4) 議案第８号 令和５年度新潟県農業委員会大会における要請決議に関する意見について

(3) 協議・報告事項

1) 代表者会議協議報告事項について

① 議席の変更について

② 身分証の着用につて

③ 地域計画策定による農業経営意向調査の回収状況について

2) 農地部会協議報告事項について

令和５年１０月佐渡市農業委員会総会議案集 2. 協議・報告事項による

3) 農政振興部会協議報告事項について

① 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出について

② 農地利用意向調査について

③ 貸借料情報の１１月配布及び参考賃金の検討について

4) J A推薦委員からの連絡事項等について

5) 会務報告・会務予定について

6) その他

(4) 収入保険制度の概要及び令和5年度産水稻・果樹等の被害状況について
新潟県農業共済組合佐渡支所

7. 農業委員会事務局出席職員

局 長 計良 朋尚 次 長 木下 和重 係 長 野 螻 雅博 係 長 伊藤 雅之
主 任 池 剛宏

8. 会議の概要

局 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和5年度第7回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局 長	ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。16番西村委員の1名でございます。ただ今の出席委員は、委員定数24名中23名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。 それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、第7回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	「異議なし」の声がございますので、7番山田隆生委員、8番本間隆委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について審議を行います。10月20日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
1 4 佐々木雅文	10月分の農地部会を20日に開催し、部会案件を予備審査いたしました。その結果、事務局より提出された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。また現地確認については各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員に調査依頼いたしました。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」2件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局	議案書 2 頁、議案第 1 号農地法の適用を受けない事実確認願です。今月 2 件。畑 2 筆計 75 m ² 。案件番号 1 番及び案件番号 2 番の所有者、申請人、申請地番・面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。以上、2 案件については、非農地の基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査報告を行った 18 番金切委員から報告をお願いします。
18 金切 秀明	案件 1 番について、2 月 21 日に前農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しておりますが、10 月 30 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 8 番本間隆委員から報告をお願いします。
8 本間 隆	案件 2 番について、4 月 27 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (質問、意見なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 2 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認願」2 件を承認し、証明書を発行することに決定いたします。 次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」11 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 3 頁から 5 頁、議案第 2 号農地法第 3 条許可申請です。今月 11 件、田 12 筆 13,159 m ² 、畑 7 筆 3,393 m ² 、合計 16,552 m ² 。 案件番号 1 番、新潟市の方他 2 名から旭の方へ大和の田 1 筆 992 m ² 売買になります。10 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 2 番、埼玉県さいたま市の方から原黒の方へ河崎の畑 1 筆 237 m ² 売買になります。10 月 30 日に現地確認を行いました。 案件番号 3 番、窪田の方から二宮の方へ二宮の田 1 筆 972 m ² 贈与になります。10 月 25 日に現地確認を行いました。 案件番号 4 番、茨城県取手市の方から河原田諏訪町の方へ市野沢の田 6 筆 6,741 m ² 、畑 1 筆 44 m ² 売買になります。9 月 25 日に現地確認を行いました。 案件番号 5 番、東京都練馬区の方から金井新保乙の方へ金井新保の田 2 筆 1,647

	㎡売買になります。10月26日に現地確認を行いました。 案件番号6番、新潟市の方から新穂舟下の方へ新穂舟下の畑1筆247㎡売買になります。9月28日に現地確認を行いました。 案件番号7番、吉岡の方から吉岡の方へ吉岡の田1筆1,430㎡売買になります。10月24日に現地確認を行いました。 案件番号8番、栃木県下野市の方から吉岡の方へ真野大川の田1筆1,377㎡、畑1筆1,056㎡売買になります。9月22日に現地確認を行いました。 案件番号9番、東京都東久留米市の方から宿根木の方へ宿根木の畑1筆1,096㎡贈与になります。10月25日に現地確認を行いました。 案件番号10番、東京都東久留米市の方から宿根木の方へ宿根木の畑1筆693㎡贈与になります。10月25日に現地確認を行いました。 案件番号11番、新潟市の方から杉野浦の方へ杉野浦の畑1筆20㎡売買になります。10月26日に現地確認を行いました。案件すべて許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件1番について現地確認を行った21番渡邊実委員から報告をお願いします。
2 1 渡 邊 実	案件1番について、10月26日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	次に、案件2番について現地調査を行った1番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪 田 亨	案件2番について、10月30日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	次に、案件3番と4番の現地調査につきましては、私から報告いたします。 案件3番は10月25日に、案件4番は9月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。 続いて、5番について現地調査を行った5番仲川委員から報告をお願いします。
5 仲 川 庸一	案件5番について、10月26日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件6番について現地調査を行った3番森田委員から報告をお願いします。
3 森 田 聡	案件6番について、10月30日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長	最後に、案件 7 番と 8 番について現地調査を行った 23 番佐々木隆正会長職務代理人から報告をお願いします。
2 3 佐々木隆正	案件 7 番は 10 月 24 日に、案件 8 番は 9 月 22 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 9 番と 10 番について現地調査を行った 22 番久保委員から報告をお願いします。
2 2 久保 守	案件 9 番と 10 番について、10 月 25 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	最後に、案件 11 番について現地調査を行った 12 番古屋野委員から報告をお願いします。
1 2 古屋野 勝	案件 11 番について、10 月 26 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に案件 1 番の採決を行います。7 番山田隆生委員の退席をお願いします。 (委員 退席)
議 長	それでは、案件 1 番につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」案件 1 番を許可することに決定いたします。 (委員 着席)
議 長	次に、議事参与案件であった案件 1 番を除いた 2 番から 11 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。

議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」10 件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 4 条の規定による許可申請」1 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 6 頁をご覧ください。今月の申請は 1 件で面積 159 m²です。 案件番号 1 番。梅津の方からの申請で申請地は梅津字浜の畑 377 m²の内 159 m²、申請理由は車庫がないので建築したいものです。申請地の場所は、佐渡一周線浜梅津バス停から北に約 20m に位置しています。申請地周辺は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団 0.3 h a（10ha 未満）の生産力の低い農地で第 2 種農地に該当しますので立地基準も問題なく、代替性の検討もされておりました。一般基準について転用実現性も問題なく、汚水は排出されないので農地への影響ありません。許可基準を満たしています。
議 長	それでは、現地調査を行った 2 番渡邊秀一農政振興部会長から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	案件 8 番について、10 月 30 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、採決を行います。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。それでは、案件 1 番につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」1 件を許可することに決定いたします。 次に、「農用地利用集積計画（売買）の決定」9 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（売買）について説明いたします。議案書は、8 頁から 13 頁です。 案件 1 番、八幡地内の田 2 筆計 2,062 m²を売買するもので、確認日は 10 月 30 日です。売買の引き渡し時期につきましては、新潟県農林公社を間に挟み令和 5 年 11 月 30 日を予定しております。案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、売買価格等については議案書に記載のとおりです。以上、所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長	それでは、農用地利用集積計画（売買）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 9 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農用地利用集積計画（売買）の決定」 9 件について原案のとおり決定することにいたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」 13 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は、別冊の農用地利用集積計画です。 案件 1 番。下久知地内の田計 12 筆 9,058 ㎡につきまして、新潟市の方から河崎の方へ物納で期間は令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで再設定で契約するものです。 案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。5 頁までの案件 1 番から 9 番の計 9 件は相対契約による利用権設定、6 頁以降の案件 10 番から 13 番の計 4 件は農地中間管理事業による利用権設定です。以上、利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 13 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 5 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定」 13 件について原案のとおり決定することにいたします。 次に、「佐渡市農業委員会における佐渡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	9 月議会におきまして佐渡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例が議決されました。この条例は、佐渡市の条例又は規則等において書面で行

	うこととされている行政手続について、オンラインで手続をした場合にも書面で行われたこととみなすことで、書面による手続きに加えてオンラインによる手続きを可能とするための通則条例となります。 農業委員会におきましても条例の制定を踏まえ、準用規則を制定するよう、市長部局から依頼があったことから、上程するものです。説明は以上です。
議 長	それでは、佐渡市農業委員会における佐渡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
5 仲川 庸一	オンラインで申請した場合、佐渡市役所のどの部署で受け付けるのでしょうか。
局 長	代表者会議において担当の職員が説明をしましたが、農業委員会分は農業委員会で受け付け、それぞれの所管で受付となります。
議 長	他にご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決を行います。佐渡市農業委員会における佐渡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第6号 佐渡市農業委員会における佐渡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について」、原案のとおり決定することにいたします。次に、「佐渡市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	本件は、先月の第6回総会の協議報告事項で、皆さまに協議いただいたもので、内容は前回と同じです。そのため、内容につきましては割愛させていただきます。 なお、議席の変更につきましては、この後、協議報告事項で協議していただきたいと考えています。説明は以上です。
議 長	それでは、佐渡市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決を行います。佐渡市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。

議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第7号 佐渡市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり決定することにいたします。 次に、「令和5年度新潟県農業委員会大会における要請決議に関する意見について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	本件は、先月の第6回総会の協議報告事項で、皆さまに協議いただいたものです。新潟県農業会議では、佐渡市農業委員会等の意見を踏まえ、10月16日に開催された役員会・常設審議委員会で素案の協議を行いました。 今般の意見照会につきましては、見直しが行われた素案を、再度農業委員会に意見照会を行うものです。意見の内容につきましては、農業委員会事務局体制の強化のための協力について要請項目を追加して、県としても市町村長等への理解の促進を図ってもらいたいとするものです。説明は以上です。
議 長	それでは、令和5年度新潟県農業委員会大会における要請決議に関する意見について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決を行います。令和5年度新潟県農業委員会大会における要請決議に関する意見につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第8号 令和5年度新潟県農業委員会大会における要請決議に関する意見について」、原案のとおり決定することにいたします。 それでは、日程第3協議・報告事項に移ります。 (1) 代表者会議協議報告事項について ① 議席の変更について ② 身分証の着用について ③ 地域計画策定による農業経営意向調査の回収状況について (2) 農地部会協議報告事項について 令和5年10月佐渡市農業委員会総会議案集 2. 協議・報告事項による (3) 農政振興部会協議報告事項について ① 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出について ② 農地利用意向調査について ③ 貸借料情報の11月配布及び参考賃金の検討について (4) J A推薦委員からの連絡事項等について (5) 会務報告・会務予定について (6) その他
議 長	それでは、以上で、日程第3「協議・報告事項」を終了いたします。それでは、

新潟県農業共済組合	日程第4に移ります。 本日は、新潟県農業共済組合佐渡支所より、収入保険制度の概要及び令和5年産水稲・果樹等の被害状況について、ご説明いただくこととしております。 ご説明には、支所統括理事の加藤 様をはじめ、事業第1課課長補佐の仲川 様、収入保険課課長補佐の笠井 様、収入保険課収入保険係の藤井 様よりお越しいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	(講師 説明)
局 長	それでは、これを持ちまして、日程第4「収入保険制度の概要及び令和5年産水稲・果樹等の被害状況について」を終わらせていただきます。 ご説明いただきました、新潟県農業共済組合佐渡支所の皆さま、本日は大変ありがとうございました。
佐々木会長職務代理者	皆さまには慎重審議をいただき、大変ありがとうございました。それでは、終わりに、佐々木会長職務代理者、ご挨拶を申し上げます。 (閉会のあいさつ)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 金田 勝廣

署名委員 7番 山田 隆生

署名委員 8番 本間 隆